

行政の取組状況について

1 行政手続きにおける押印等の見直しについて

県の行政手続きについて、オンラインによる申請・届出等の導入を拡大し、県民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、押印等の見直しを行った。

(1) 押印の見直し

- 県独自に押印を求めている手続は1, 945。
 - ・ このうち1, 772手続(91.1%)については、令和3年4月1日から押印を廃止した。
 - ・ 残りの173手続のうち、61手続については押印廃止の方向で関係機関と調整しており、112手続については当面押印を存続する。
 - ・ 押印を存続するものは以下のとおり。

- ア 申請者等に県以外の機関等からの厳格な証明を求めるもの
在職証明書(資格取得時) など
- イ 県以外の機関等が押印を求めるもの
登記承諾書(法務局)、口座振替依頼書(金融機関) など
- ウ 当事者間の意思の決定内容等を証するもの
契約書、入札書 など

- 法令等を根拠に押印を求めている手続については、国から示されたガイドライン等に基づき、1, 200手続の押印を廃止し、1手続の押印を存続する。(ガイドライン等に示されている手続きは1, 201)
また、国からガイドライン等が示されていない694手続については、国の方針を踏まえ、順次対応していく。

(2) 書面や対面を求めている手続の見直しによる利便性向上

- 押印の廃止に加え、今後書面や対面を求めている手続の見直しを行うことにより、オンライン化を推進し、県民や事業者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・ オンライン化は準備が整ったものから順次導入していくこととしている。
- 更なるオンライン化を図る上で、次のような課題がある。
 - ア 原本書類の添付が必要なもの
 - イ 手数料等の証紙による納付が必要なもの
 - ウ 申請等の受付窓口が県以外の機関であること
 - エ 対面による本人確認(本人確認書類との照合)が必要なもの

2 行政文書のデジタル化について

(1) 文書管理システムの構築

電子申請の利用拡大に対応するとともに、文書整理等の効率化を推進するため、公文書の作成から保管までを電子的に処理する文書管理システム及び電子決裁に必要な基盤システムを構築した。(令和3年3月31日)
○令和3年10月から本格稼働予定。

3 主な課題(事例)について

(1) 制度融資手続きの迅速化

制度融資における関係機関の一連の手続き(申請や認定、保証承諾等)については、書面審査や対面での応対が行われており、電子化による迅速化や訪問等の業務負荷の軽減が求められている。

なお、令和3年度は、県、市町村、県内金融機関等をメンバーとした協議会を設立し、課題について検討していく予定。

(2) 財務会計事務の作業負荷軽減

財務会計事務について、電子的処理や電子決済などの効率化を図る必要があるが、システムを再構築する場合は、予算編成や政策評価システム等と効果的に連携させ、入力の手作業の解消等による作業負荷の軽減などを考慮。

なお、今後ペーパーレス化に対応していくためには、契約書や大判の図面の取り扱いが課題となる。(文書管理システムも同様)

4 県内市町村等の業務システムの標準化について

国では現在、地方自治体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)について標準化を検討しており、今後県として市町村を支援していく。(令和7年度本稼働予定)

※基幹系17業務：住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援

5 県民にやさしいデジタルサポートの取組について

県民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する体験や相談、学習を行うことができる環境の整備に取り組んでいく。

○ 出張セミナーの開催や市町村等と連携した電子申請等のサポート相談窓口の設置など